

手話通訳業務従事者の資格制度のあり方に関する検討
—— 電話リレーサービスにおける手話通訳オペレータの専門性をめぐって ——

金 澤 貴 之

**Qualification system for people engaged
in sign language interpretation:**

Technical knowledge and skills required as Communications Assistants
in Video Relay Service

Takayuki KANAZAWA

手話通訳業務従事者の資格制度のあり方に関する検討 —— 電話リレーサービスにおける手話通訳オペレータの専門性をめぐって ——

金澤 貴之

群馬大学共同教育学部特別支援教育講座

(2022年9月28日受理)

Qualification system for people engaged in sign language interpretation: Technical knowledge and skills required as Communications Assistants in Video Relay Service

Takayuki KANAZAWA

Department of Special Needs Education, Cooperative Faculty of Education, Gunma University

(Accepted on September 28th, 2022)

キーワード：手話通訳，資格，電話リレーサービス

Key words: sign language interpreters, qualification, Video Relay Services

1. はじめに

2021年7月から、「電話リレーサービス」が公共インフラ化された。これは、遠隔通信を通じて手話通訳・文字通訳を行うオペレータを介して、聴覚障害者が「電話ができる」サービスであり、聴覚障害者の情報アクセシビリティを飛躍的に向上させるものとして注目されている。

その一方で大きな課題もある。第一に、オペレータの人材不足である。2013年から日本財団モデルプロジェクトで運用がされていたが、2021年7月以降の公共インフラ化により、「電話」と同様の24時間365日の安定したサービス供給が求められることになり、「モデルプロジェクトにおけるオペレータの人数は常勤、非常勤合わせて2百人弱、制度施行後5年程度で現在の従事者数の4倍程度必要」と試算されている（第201回国会参議院総務委員会第17号令和2年6月4日）。ただ、ここにはより本

質的な問題もある。オペレータ以前に、通訳者の養成そのものの課題があるということである。特に手話通訳者については、若年層の養成が進んでおらず、全体に高齢化しており、絶対数も不足している状況にある（意思疎通支援者養成研究事業検討委員会，2017；二神ら，2018）。より高度な手話通訳技術が要求されるオペレータとなると、さらに人材が限られてくる。地域生活支援事業の担い手としての「手話通訳者」は、都道府県が認定し、都道府県単位で派遣されるため、通訳対象となる聾者も「知った顔」であり、見慣れた手話での、背景事情もわかった中で行われることが多かったのに対して、リレーサービスのオペレータの場合は、全国の、どのような背景をもった聾者が画面越しに現れるかもわからない。その上、利用者（聾者）と相手先（聴者）の話者同士は知り合い同士であることも少なくない。その場合、手話通訳者のみが背景がわからない中で「電話」を成立させなければならない。他にも、聾者が電話

マナー・文化に慣れていないことなど、様々な理由により、確かな手話言語のスキル、二言語間の通訳スキル、さらに利用者と相手先の2者の会話を調整するスキルが求められることになる。そのため、コミュニティ通訳に比して、より豊富な通訳経験が必要であり、非常に難易度が高いとされている（VRS Interpreting Institute, 2017）。

第二に、それが総務省事業としての「電話」であるがゆえに、従来の厚生労働省の意思疎通支援事業における「対人援助」としての手話通訳との違いの明確化が求められるということである。デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会電話リレーサービスに係るワーキンググループ（2019）では、電話リレーサービスにおける通訳のあり方として、情報を補足せず「そのまま通訳すべき」と指摘されている。しかしながら、この「そのまま通訳すべき」ということを巡って、利用者からもオペレータからも様々な「困難さ」が具体的かつ詳細に指摘されている（電話リレーサービス制度化検討委員会、2020）。

ただ、これは奇妙な話でもある。そもそも「通訳」は、二言語間の等価な情報の変換であるわけで、起点言語で語られていないことを目標言語の中に加えたり、変化させたりすることは、そもそも望ましくないこととされているはずだからである（意味的な「等価性」を保持するために言語形式上の変化を加えることはありうる）。もちろん完全に等価であることは困難であるにせよ、「起点言語への忠実さと目標言語のわかりやすさを兼ね備えた『等価』は一種の理想であり、翻訳・通訳の『努力目標』であると結論付けることができる」とされている（永田・渡部・重野、2018）。それにも関わらず、手話通訳関係者の間では、聾者からも手話通訳者からも、「そのまま通訳するだけでは困る」という指摘が出されるのはいかなる背景があるのか。ここにこそ、手話言語が1つの独立した言語であるとしても、「聴覚障害」がもつ障害の重層性がある。

本稿では、「聴覚障害の重層性」を補助線として、手話通訳に関わる制度がいかなる形で構成されてきたのかを概観しつつ、「手話通訳オペレータ」とい

う職種が切り拓く新たな手話通訳の資格制度の可能性について指摘したい。

2. 聴覚障害の重層性

先天性の聴覚障害者の場合、聞こえないことにより音声言語の獲得が困難となる。聴覚特別支援学校（いわゆる聾学校）のような手話環境が用意されている場で育った場合には、ネイティブサイナーとして手話を母語として獲得できるが、音声日本語の獲得については残存聴力のレベルによって大きく左右される。それは当然、書記日本語にも言語運用の様々なレベルに影響を与えることになる。たとえ手話であれば様々な事象について思考し、判断することができたとしても、こと日本語の運用となると様々な困難を抱えることになる。語彙レベルでは語彙の少なさや意味の取り違えがあったり、統語レベルでは助詞の誤用や複文構造、受身、使役、部分否定、二重否定の理解が困難であったりする。さらに、語用レベルでは、友人に対して「誠に遺憾でございます」と謝るなどの、さまざまな躰きを抱えている（脇中、2009）。

さらに、身の回りに実はあふれているはずの多くの音声情報が受信できず、そして書記日本語の読解にも困難を抱えている聾者の場合、日本語を母語とする聴者の日本人がマジョリティを占める日本社会における「常識」を身につけることも難しい。学校教育においても、あらゆる教科において、より高次な、より抽象的な概念操作が「教科書」なる書記日本語によって説明されていくため、日本語獲得の躰きは、抽象概念の操作の躰きにも繋がっていく（聾教育では「9歳の壁」と呼ばれる）。

そのような背景があるために、聾者の中には、単に等価な言語変換としての「通訳」ではなく、聴者社会での複合的な生き辛さを抱える聾者の生活を支援してくれる存在として、「手話通訳」を必要とする層が少なからずいるということに、まずは留意しておく必要がある。

その一方で、日本手話を第1言語としながらも、かつ第2言語としての日本語も十分に習得し得た者

や、残存聴力を活用して日本語を母語として獲得し、インクルーシブ環境で修学したのちに大学等で第2言語として手話を習得した者の場合、高度な書記日本語の運用能力を有している者も少なくない。そうした聾者、聴覚障害者の大学進学も昨今は増えてきており、さらには医者、弁護士、教員、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどの専門職に従事する者も出てきている。書記日本語についても必要十分な言語運用能力を身につけた聾者は、前述した聾者とは逆に、「手話通訳」には等価な言語変換のみを求めることになるし、自分が語ってもいない情報を付加されたり、変えられたりすることを嫌がる。

諸々の手話通訳に関わる制度を検討する際、聴覚障害の重層性をもたらす「生き辛さ」の程度、状況によって、「手話通訳」に求めるものが変わってくることに留意する必要がある。コミュニティ通訳として活動してきた手話通訳者は、「いろいろ助けてくれる」人であることを聾者から求められてきたという経緯がある。それに対し、高次の言語運用能力を身につけた聾者はより純粋な「言語通訳」を求めることになる。

電話リレーサービスは、総務省が所轄する公共インフラとしての「電話」であり、オペレータはそれを成り立たせるための手話通訳業務従事者である。その人材の供給（養成、研修含む）は厚生労働省が担いつつも、事業自体は聾者の「福祉のため」の意思疎通支援事業ではない。このことは、オペレータの資質を検討する際に極めて重要な意味を持つ。達成すべきことが「電話」であるがゆえに、「そのまま通訳すべき」と求められることになる。その前提に立って、その資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされており、その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることが求められているということになる。

なお、「手話通訳」の法的な定義は、「身体障害者福祉法」においては、「聴覚障害者等とその他の者

の意思疎通を仲介すること」とあり、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」では、「当該電話をかけた者と当該聴覚障害者等の意思疎通を仲介すること」とある。すなわち、「手話通訳」そのものの定義について、両者の法的な違いはない。つまりは、「意思疎通の仲介」に何を含意させるのかという解釈の問題だといえる。

3. 手話通訳の養成制度

そもそも、「手話通訳」という行為は制度的にいかなる資格で規定されているのだろうか。オペレータの資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされ、その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることとなっている。すなわち、あくまでも意思疎通支援事業で築かれてきた手話通訳者養成が前提となっており、そのアドオンとしての研修でオペレータの資格が位置づけられているといえる。

ただ問題は、「手話通訳」をめぐる資格制度自体が複雑で、団体関係者間でも認識が十分に一致していないまま各種の報告、提言がなされているという現実である。

現在の我が国の「手話通訳」の制度は、地方自治体が事業主体となる地域生活支援事業のフレームに立脚しており、「手話奉仕員」「手話通訳者」「手話通訳士」で構成される。市町村事業としての手話奉仕員養成課程の「入門」「基礎」においては、手話未習得者が日常会話レベルの手話が使えるようになることまでをねらいとしている。これを修了することで、都道府県事業である手話通訳者養成課程へと移り、この「基本」「応用」「実践」を修了すると、都道府県ごとに登録試験が実施されることになる。ただし、制度上は、「手話奉仕員」と「手話通訳者」は独立して規定されたものであり、法的な連続性はない。あくまで運用として自治体判断で連続性を持たせているところが多いということに過ぎず、例え

ば聾者の友人との関わりで十分な手話のスキルを習得している者が、最初から手話通訳者養成講座を受講することを認めている自治体もある。

ここで問題を複雑にさせているのは、養成や登録は各自治体すなわち行政が行うとされていながらも、養成講座全体あるいは担当する講師を（障害）当事者団体に委託、依頼していることや、登録試験の一部あるいは全体を、社会福祉法人全国手話研修センターによる「手話通訳者全国統一試験」に委ねることで、当事者団体の関与を前提に手話通訳者養成ができあがっているということである。手話通訳者の養成は、実質的には地域の聾者団体が舵取りを担っているといっても過言ではない。これは、他の障害者支援との比較において考えると、極めて珍しいともいえる。肢体不自由当事者にしても、視覚障害当事者にしても、支援者養成のあり方について、「当事者の意見を反映させるべき！」とは主張するにしても、「当事者が担うべき」とはならない。指定管理者制度に基づいて養成がなされるために、新規事業者も所定の要件をクリアしていれば参入できる。しかしながら、手話通訳と盲ろう者支援に関しては、当事者団体が実質的には養成も登録も担っているという点で、相対的に特殊な状況がある点は指摘しておきたい。

手話通訳者の養成は、厚生労働省の意思疎通支援事業の担い手として、自治体ごとに養成する方法となっており、その目指す姿も、あくまで地域の聾者の支援を前提としたものを想定したものとして構成されている。そしてそれが聴覚障害者の全国組織を支えとする強固なシステムにより維持されていることで、例えば学術手話通訳にせよ、医療通訳にせよ、より専門性が高く、必ずしも地域密着型ではない手話通訳のあり方についても、「検討課題」とされつつ、養成システムそのものを再構築する議論には至っていない。

4. 「手話通訳士」資格の特殊性

前述したように、手話奉仕員および手話通訳者の養成および登録といった事業は、厚生労働省が地域

生活支援事業として定めていながらも、運用については、自治体事業であるため、その登録も自治体判断に委ねられている。そうした中、唯一の国政レベルでの資格が「手話通訳士」である。

これは、1989年から始まった「手話通訳技能認定試験」に合格した者に付与される名称であり、「伝統工芸士」のように、すでに何らかの形で習得した「技能」について、試験により認定し、付与する称号としての資格といえる。そのため、「社会福祉士」等の、養成機関を経て得られる資格とは本質的に性質が異なっている。当事者団体からは、「手話通訳士を、厚労省認定資格から国家資格に」といったスローガンで「国家資格化」に向けた要望もあげられているが、そもそもが養成を伴わない名称付与の資格に過ぎず、「国家資格化」という要望自体が「制度の建て付けとして無理がある」という話になる。

日本手話通訳士協会が提案し、全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、全国手話研修センターの4団体の会議で検討している資格構想（電話リレーサービス制度化検討委員会、2020）では、手話通訳者全国統一試験を「知事試験」とし、基礎資格として位置づけ、それを「国家資格（知事）」（1階部分）とした上で、現行の手話通訳士試験部分を「技能検定資格（公的）」（2階部分）とし、さらにその上に、学会認定試験により、専門分野ごとの資格を付与するという構造となっている。これは、現行の「手話通訳者」「手話通訳士」をそのまま維持した形で国家資格化を実現しようとする構想と捉えられる。

当事者団体の言説では、「手話通訳士」は、「まだ厚労省認定資格にとどまっており、国家資格化されていない」としばしば語られるが、そもそも手話通訳士は技能認定による名称付与であるがゆえの、厚生労働大臣認定資格なのであり、養成を伴う国家資格とは全く性質が異なる点を前提に議論を進めなければなるまい。例えばカリキュラムの学習時間数をとっても、手話奉仕員は80時間、手話通訳者は90時間に対し、社会福祉士や介護福祉士の場合、養成校で求められる時間数は、いずれも1,000時間を超えている。

このように見ていくと、地域の当事者団体が養成

を担う現行システムを当事者団体自らが構築してしまっていることが結果的に「国家資格化」を困難にしているアイロニカルな側面も垣間見られる。

ともあれ、「手話通訳士」が、国が定めた唯一の資格であることで、政見放送については「政見放送及び経歴放送実施規程」第8条4で手話通訳士が行うものと規定されている。また、法廷通訳については法的事項ではないものの、やはり手話通訳士が行うものとして運用されている。このことは、以下の理由による。第一に、「手話通訳」に関わる業務は必ずしも厚生労働省だけではなく、例えば政見放送は総務省、法廷通訳は法務省所管であり、実は多岐にわたりうるということ。厚生労働省はあくまで自治体が主体として運営する意思疎通支援事業に関する規定のみを行っているのにすぎない。第二に、そうはいっても「手話通訳」についてそれぞれの省庁が独自の養成や資格化を行うのも非現実的であるため、たとえそれが名称付与に過ぎないものであっても、それぞれの省庁が「手話通訳」業務の担い手について何らかの規定を行わなければならない場合、すでに国として唯一資格化されている「手話通訳士」を採用するより他に方法がないという事情による。

5. 電話リレーサービス従事者の資格をめぐって

電話リレーサービスは、手話通訳・文字通訳従事者を中心として運営される、初めての政府事業といえる。その検討がなされてきた中でも、従前の手話通訳養成制度のあり方そのものの問題点についてはほとんど指摘されていない。前述したように、電話リレーサービス制度化検討委員会（2020）では、新たな手話通訳資格が提起されているが、従前の複数の性質の異なる資格制度のすり合わせの検討は必ずしも十分とはいえない。また、電話リレーサービスの制度化の課題について論じた鈴木（2020）も阿部（2020）も、オペレータの人材確保の課題について、育成・確保や質の向上といった指摘のみにとどまり、資格制度に内在する問題には踏み込めていない。

そして電話リレーサービスのオペレータの資格については、令和2年総務省告示第370号「聴覚障害

者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」により、オペレータは、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者又は「これらと同等の資格や技能を有する者」とされた。その者に、厚生労働省が定める「養成カリキュラムに基づく研修等」を受けさせることとなったとはいえ、ここで「手話通訳士」に加え、国が定める資格ではなく自治体登録資格である「手話通訳者」も加えられたのは、総務省における検討会において、検討会参加者から要望が出されたこと（デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ、2019）、そして何より、総務省の公共インフラとしての「電話」であるため、24時間365日運用をとめないための人材確保という現実対応ゆえの措置といえよう。すなわち「手話通訳士・者であること」という資格要件は、法制度上の文脈ではなく、現有の「手話通訳」に関わる社会資源をめぐる現実的、政治的文脈の中での現時点での「着地点」として読み解く必要がある。

ただしここで問題となりうるのは、第1に、そもそもコミュニティ通訳として地域限定での対応のために養成されてきた「手話通訳者」が、オペレータの担い手として適切なのかどうか。第2に、コミュニティ通訳として活動してきた「手話通訳者」ではない者で、オペレータとして適切な資質を持った者がいるのではないか、あるいは潜在的に、コミュニティ通訳の養成とは異なる、より適切な養成方法がありうるのではないか。第3に、コミュニティ通訳の担い手である「手話通訳者」へのアドオンの「研修」のみで、はたしてオペレータの養成が可能なのか、といったことであろう。

なお、VRS Interpreting Institute（2017）が開発した手話通訳リレーサービスのカリキュラムでは、コミュニティ通訳との違いに関する講義が設けられており、そこでは電話リレーサービス、遠隔手話通訳、コミュニティ通訳の違いについて受講者間で議論し、3者における手話通訳の区別を明確化することをねらいとする内容が示されている。特にスキルに関連するものとして、以下の指摘がなされている。

- ① 業務の調整
- ・コミュニティ通訳と遠隔手話通訳：業務内容を事前に聞き、引き受けるか否かの判断が可能
 - ・電話リレーサービス：業務量の調整はできても内容は事前に判断できない。「倫理的对立」による通話遮断がなければ、少なくとも10分は電話を切らずに通訳をしなければならない。
- ② 通訳の難易度
- ・コミュニティ通訳：難易度は中程度。事前準備が可能。フォローが可能なので初心者に適している。チーム通訳は一般的ではない。
 - ・遠隔手話通訳：難易度は中程度。事前準備が可能。チーム通訳サポートの利用可能性あり。
 - ・電話リレーサービス：非常に難易度が高い。準備時間がほとんどない。通訳経験が必要。チーム通訳サポートはほぼすぐに利用可能。
- ③ トピック
- ・コミュニティ通訳：公式、協議的、非公式な状況が典型的。
 - ・遠隔手話通訳：公式、協議的な状況が典型的。
 - ・電話リレーサービス：すべてのジャンル、すべてのトピック。
- ④ 倫理的配慮
- ・コミュニティ通訳と遠隔手話通訳：場面や利用者を調整することができる。
 - ・電話リレーサービス：通訳者の判断なしに通話内容と利用者が常に変化するため、非倫理的な行動が生じることを避けるために、通訳者自身の強み、弱点、潜在的な利益相反を認識しておく必要がある。

すなわち、「利用者も通訳内容も選択できない」という特徴ゆえに、電話リレーサービスにはさまざまな困難が生じ、オペレータには高度なスキルが要求されると考えられる。

アメリカにおけるカリキュラム事例にみられる電話リレーサービスオペレータに求められるスキルを、これまで日本の意思疎通支援事業において行われてきたコミュニティ通訳の養成カリキュラムと対比すると、電話リレーサービスで必要な知識・スキルに

ついて、従来のカリキュラムでは足りない部分として、以下の3点が指摘できる。

- ① 手話通訳者に求められる基礎知識の見直し
- ・聴覚障害関連の歴史や関係性等の地域に根ざした知識から、通訳現場で発生する様々な困難要因等への通訳者自身の調整能力の習得へ
 - ・聴覚障害の生活世界に立脚した福祉等の知識から、さまざまなジャンルに対応できる一般教養へ
- ② 手話および手話通訳のスキルの確実な習得
- ・初めて対面する聾者の通訳が求められるために、読み取れない手話を文脈で類推することが困難となる。そのため、高度な手話スキルが必要となる。
 - ・「電話」ゆえに「そのまま伝える」ことが求められるつつも、言語、文化の相違を含む意味的な等価性を踏まえた訳出が必要となる。
- ③ 非倫理的行動等のトラブル対応能力の習得
- ・「手話通訳士倫理綱領」等の既存のものでは想定されていなかった、守秘義務よりも通報義務が優先される事例など、さまざまな倫理的対応を想定したガイドラインの制定（手話通訳業務そのものの倫理綱領の再検討も含む）
 - ・相反する事象が絡み合う倫理的問題に即時的に対応するための実践的な演習
 - ・暴言、性的な内容など、ストレスに大きな負荷がかかる通訳作業における対処方法

6. オペレータ養成研修が含意すること

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」により規定された「オペレータ養成研修」は、あくまで総務省電話リレーサービス事業において、電話リレーサービス提供機関がオペレータを従事させるにあたり課せられるものである。これは、受講しなければ当該業務に従事できないという意味では業務独占資格的な側面を持つといえる。しかしながら、オペレータの活動場所は必ずしも公共インフラ

としての電話リレーサービスだけではない。民間の遠隔手話サービス事業者が民間企業との個別契約の範囲で実施している事業について制約を課すわけではないため、「オペレータ業務」そのものを制約するものではない。

ただし、そもそも「手話通訳」業務そのものを規定する資格があるわけではない。自治体の意思疎通支援事業、政見放送、法廷通訳、そして総務省事業電話リレーサービスといった行政が実施するものについて、それぞれで担い手を規定しているのにすぎない。そのため民間事業として遠隔手話通訳オペレータを介したサービス提供をする際の担い手についても、あるいは例えば聴覚障害学生のための大学の講義の手話通訳についても、学会大会において手話通訳を行う者についても、それを規定する資格があるわけではない。だとすれば、オペレータや高度専門職のための手話通訳など、地域性が低く、かつ、より高度なスキルを要する手話通訳については、既存の養成システムとは全く異なる形で養成が行われても、少なくとも法的にも制度的にも問題がないということにはなる。

とはいえ、厚生労働省が定めることとなるオペレータ向け養成カリキュラム研修が、1つの「資格」としての機能を有していく可能性もあるのではないだろうか。たしかにこの研修自体は、あくまで総務省電話リレーサービス事業に限定されたオペレータ従事者に対し、提供機関が内部で実施すればよい性質のものではある。しかしながら、例えば以下の2点の可能性が指摘できる。

第1に、オペレータ業務従事者（研修受講者）が提供機関あるいは委託機関を退職し、その後他機関で再び業務に従事するといったケースを想定すると、修了した旨の証明が必要になる可能性がある。すると、その「証明」に、何らかの社会的意味が付与されていく可能性は否定できない。

第2に、すでに民間が個別契約によって実施している電話リレーサービスや遠隔手話通訳のオペレータ業務についても、今後、品質担保が求められるようになった場合、同研修がオペレータ業務従事者への基準として運用されていく可能性もある。

このように考えると、「オペレータ研修」の持つ意味は、法制度上で規定されている文脈を超えて、新たな手話通訳業務従事者の養成のあり方を拓く可能性を含んでいるといえるのではないだろうか。

7. 結 語

我が国における手話通訳制度は、自治体主体の「地域生活支援事業」をベースに発展してきた。その一方で、専門通訳のニーズの高まりにより、現行の養成および資格制度での限界も指摘されつつある。

さらにその上で、電話リレーサービスを「電話」として成り立たせるためには、これまでの手話通訳制度で想定してこなかった新たなスキルがオペレータに求められることになる。それはすなわち、電話文化の経験がなく、話し言葉の世界を掴むことが困難であり、書記日本語習得も十分とは限らない聾者と、逆にそうした聾者との会話を経験したことがなく、電話が当たり前「ある」日常を生活している相手先側とのやりとりを、違和感なく成り立たせるために必要な諸能力ともいえる。

聴者にとって当たり前存在する電話は、実は、「ある」のではなく、相互行為の中で達成されるものである（Schegloff,1979）。それゆえに、その相互行為が自明ではない聾者が電話の世界に参入することは、決して容易ではない。それを、相手先である聴者に違和感なく、「ある」電話として成り立たせるためには、オペレータには独自の高度な調整能力が求められるということになる。

電話リレーサービスの公共インフラ化への対応は、当面は「手話通訳士・者」への研修の形で養成を行うこととなるが、その一方で、長期的展望に立って、手話通訳業務そのものの制度設計を見直していく作業も必要となるのではないだろうか。

謝 辞

本研究は、令和2・3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（20GC1014））、日本財団助成事業「聴

覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」の助成を受けた。

引用文献

- 電話リレーサービス制度化検討委員会（2020）「2019年度電話リレーサービス普及啓発推進事業報告書」一般財団法人全日本ろうあ連盟。
- デジタル活用共生社会実現会議 ICT アクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ（2019）「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて」総務省。
- 二神麗子・金澤貴之・中野聡子（2018）「高等教育機関における手話通訳者の養成に関する課題—大学生が全国手話通訳統一試験受験資格を取得するための課題—」群馬大学教育実践研究, 35,167-173.
- 永田小絵・渡部富栄・重野亜久里（2018）「医療通訳理論」特活）多文化共生センターきょうと『医療通訳』一般財団法人日本医療教育財団, 13-38.
- Schegloff, Emanuel A. (1979) “Identification and Recognition in Telephone Conversation Openings” George Psathas (ed.) *Everyday language Studies in Ethnomethodology* Irvington Publishers, Inc.
- 鈴木友紀（2020）「電話リレーサービスの制度化に向けて—聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案—」立法と調査, 423, 3-16.
- VRS Interpreting Institute (2017) ‘Introduction to VRS Interpreting: A Curriculum Guide’ Lulu Publishing Services.
- 脇中起余子（2009）『聴覚障害教育これまでとこれから—コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に』北大路書房。
- 意思疎通支援者養成研究事業検討委員会（2017）「厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業 意思疎通支援者養成研究事業報告書」, 一般財団法人全日本ろうあ連盟。

参考とした主な法令文書等

- ・身体障害者福祉法（昭和24年12月26日，法律第283号）
- ・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日，厚生労働省令第96号）
- ・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日，厚生省告示第108号）
- ・政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月29日，自治省告示第165号）
- ・地域生活支援事業等の実施について（地域生活支援事業実施要綱）（平成18年8月1日，障発第0801002号）
- ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（令和2年12月1日，令和2年総務省告示第370号）
- ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年6月12日，令和2年法律第53号）